

○総務省訓令第 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 〔第 1 章～第 1 6 章 略〕 第 1 7 章 <u>第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び交付方法の認可（第 2 6 条）</u> 第 1 8 章 <u>第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可（第 2 7 条）</u> 第 1 9 章 <u>第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金の額及び徴収方法の認可（第 2 8 条）</u> 第 2 0 章 <u>第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種負担金の額及び徴収方法の認可（第 2 9 条）</u> 附則 第一章 総則 （目的） 第 1 条 〔略〕 （定義） 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5） 〔略〕	目次 〔第 1 章～第 1 6 章 同左〕 第 1 7 章 <u>基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可（第 2 6 条）</u> 〔新設〕 第 1 8 章 <u>基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可（第 2 7 条）</u> 〔新設〕 附則 第一章 〔同左〕 （目的） 第 1 条 〔同左〕 （定義） 第 2 条 〔同左〕 （1）～（5） 〔同左〕

- (6) 第一号算定等規則 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をいう。
- (7) 第二号算定等規則 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）をいう。
- (8) 報告規則 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）をいう。

第17章 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び交付方法の認可

第26条 法第109条第1項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

- (1) 第一種交付金の額が第一号算定等規則第5条の規定に照らし、妥当なものであること。
- (2) 第一種交付金を第一号適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

第18章 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び交付方法の認可

第27条 法第110条の4第1項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

- (1) 第二種交付金の額が第二号算定等規則第5条の規定に照らし、妥当なものであること。
- (2) 第二種交付金を第二号適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

- (6) 算定規則 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）をいう。

[新設]

- (7) [同左]

第17章 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法の認可

第26条 [同左]

- (1) 交付金の額が算定規則第5条の規定に照らし、妥当なものであること。
- (2) 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付する手段が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

[新設]

第 1 9 章 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種負担金の額及び徴収方法の認可

第 2 8 条 法第 1 1 0 条第 2 項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

- (1) 第一種負担金の額が第一号算定等規則第 2 7 条の規定に照らし、妥当なものであること。
- (2) 第一種負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、第一号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

第 2 0 章 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種負担金の額及び徴収方法の認可

第 2 9 条 法第 1 1 0 条の 5 第 2 項において準用する第 1 1 0 条第 2 項の規定による認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。

- (1) 第二種負担金の額が第二号算定等規則第 2 4 条の規定に照らし、妥当なものであること。
- (2) 第二種負担金を高速度データ伝送役務提供事業者が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

第 1 8 章 基礎的電気通信役務の提供に係る負担金の額及び徴収方法の認可

第 2 7 条 [同左]

- (1) 負担金の額が算定規則第 2 7 条の規定に照らし、妥当なものであること。
- (2) 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付する手段が適正かつ明確に定められていること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。

[新設]

附 則

この訓令は、令和 7 年 月 日から施行する。